

階層説と他可能性

壁谷彰慶 (Akiyoshi Kabeya)

(千葉大学)

本発表の主題は、フランクファート・ケースと、その対応策としてフランクファート自身が提示した階層説を題材に、自由意志と反省的態度の関係について考えることにある。

フランクファート・ケースとは、行為遂行や意志形成に関して、他可能性を事前に排除する存在者（反事実的介入者）を想定するものであった（Frankfurt(1988), pp. 6ff.）。これは、「複数の可能性のうちから選択する自由」とは異なる「自由」の直観をわれわれが持つことを示す、選択の自由を自由の本質と見なす他可能性説に対する反例である。

この状況を提示した上でフランクファートが自由の理論的説明として採用するのが、高階の心的態度に訴える「階層説」である。これは一つの行為説明理論でもあるが、自由意志に関しては、「意志したいことを意志する自由」として、合理的主体の動機形成の内に意志の自由を見て取る主張である(*Ibid.*, p. 20)。

だが、フランクファートが支持する階層説に対しては、率直に二つの疑問が思い浮かぶ。一つは、その説明が「自由」の直観をくみ尽くしているのかということである。フランクファート・ケースにおいて示されたのは、「不自由ではない」ことを示す消極的論証に留まるのであり、階層説に対する積極的論証を与えていない。また、「意志したいことを意志する自由」のうちの「意志する自由」に内実が与えられていない。つまり、「自由である」ことの意味を明示し、それが事実成立していることを示すという議論を行っていない。彼は「責任に必要な自由」に限って意志の自由を考察すると述べるが、その文言ですら、「自由」の語に実質を加えるものではない。少なからず「自由」の意味自体について説明すべきであり、その作業が不足しているように思われるのである。

もう一つの疑問は、階層説はフランクファート事例に対する応答になっているのか、ということである。つまり、フランクファート事例によって否定された他可能性説による代替案として階層説が提示されたのであれば、それはすでに当の事例に対する耐性をもっていなければならない。だが、階層説をとったとしても、高階の態度それ自体が反事実的介入者によって他可能性を奪われている余地は依然として残されている。この点は、Watson (1975, 1987)などで指摘されているが、フランクファートによる応答はなされていないようである。

私の見込みでは、これら二つの疑問は密接に関連している。そこで、疑問への回答を与えながら、両者の関連性を理解することを試みたい。

まず、第二の疑問については、応答の候補となりうるものがある。それは、上記の疑問とは独立にフランクファート自身が提示する、「意欲的必然性(Volitional

Necessity)」という、階層説についての特徴づけに訴えることである。これは一階の欲求に「同化(identification)」するさいに生じる規範性のことである。彼がこの概念を強調するのは、説明項が高階へと背進するとの懸念を払拭するためであった。この特徴づけを加えることにより、二階の態度があれば、それ以上の高階の態度も一意に確定することになり、説明項としての実質的役割は不要となる。とはいえ、この点は、ワトソンらによる上述の批判を回避することとは別のことである。そこで、意欲的必然性の考えが第二の疑問に対する応答として十分なものであるのかを検討することにしたい。意欲的必然性は、他可能性が（責任と関わる）自由にとって不要であると述べるだけでなく、高階の態度について想定された反事實的介入者の想定に対して耐性をもたらすのだろうか。

また、第一の問いを考察するにあたっては、1950年代に活発に展開された「パラダイム・ケース論法」を参照してみたい。これは本来、言語哲学的問題提起を受けて注目された、「語の意味は本質的にそれが適用される典型例によって与えられる」とする見解であるが、後に、自由意志論において、とりわけ両立論を支持する論者との関わりで考察されてきた。この論法をとれば両立論者は、反事實的な介入者や世界の決定性が事実であることが判明しても、われわれが自由であるという事実は無傷のまま存続すると言えることになる。これまで人々が誰かの行為について「自由」を語ってきた経験的事実のほうに権威が与えられ、新たに判明した決定論の真理性は何ら脅威を与えないことになるからである。

さて、意志の自由をフランクファートの階層説は、「意志したいことを意志する自由」として説明を与えた。この説明は、行為の原因となる意志について高階から保証を与えるものであり、反省的態度に訴えるものである。ここに、パラダイム・ケース論法を適用することができるのではないか。すなわち、行為者が自身の自由感を典型例として意志の自由ということを理解する限りにおいて、反事實的介入者の設定も、決定論的主張も無化できるのではないか。もしそのように理解できるならば、第二の問いへの回答を素通りし、意欲的必然性といった特徴づけと独立に、端的に階層説の訴える反省的態度のみによって意志の自由は保証されるようにも思われる。

現段階では明確な結論を得るまでの整理ができていないが、以上の関心に依拠しつつ、自由意志論を再考することを試みたい。

文献

Frankfurt, H.G.(1988): *The Importance of What We Care About*, Cambridge U.P.

Watson, G.(1975): "Free Agency," *Journal of Philosophy* 72, 205-20.

----- (1987): "Free Action and Free Will," *Mind* 96, 145-72.